社会福祉法人都城市社会福祉協議会　令和５年度第５回理事会　議事録

招集通知年月日　令和６年２月６日（火）
開　催　日　時　令和６年３月６日（水）１３時３０分～１４時３５分
開　催　場　所　都城市総合社会福祉センター３階大集会室
出席した役員　理事９名（理事定数６名以上１２名以内）
有川俊一郎、柿木原康雄、小倉勝彦、石田操、渡瀬登、林典生、
堀江幸治　島津久友、杉元智子
監事２名（監事定数２名以上３名以内）
髙野眞、柿木一範
欠席した役員　理事３名
満安真由美、坂元京子、平井泉
監事１名
坊野国治
説明のため出席した職員　事務局１１名
大田勝信、櫻田賢治、黒原清美、大牟田智子、森山慎悟、田村真一郎
白尾清美、星村太一、又木勝人、栗山将平、井上優子
招集者出席の有無　会長　島津久友　出席
議事の結果

定刻に出席予定の理事、監事が全員揃ったことから、事務局井上優子が開会を宣言。まず、定款に基づき、会議の成立を確認。次に定款に基づき、柿木原康雄理事を議長に選任し、議長は、島津久友理事、髙野眞監事、柿木一範監事を議事録署名人に指名して、直ちに議事に入った。

審議の結果、次表のとおり、全会一致で議決された。

報告第７号	職務執行状況報告について	承認
報告第８号 専決第４号 専決第５号 専決第６号	専決処分した事件の報告について ・社会福祉法人都城市社会福祉協議会子育ち応援課おおむたこども園園児送迎用車両購入契約締結について ・令和６年度都城市総合社会福祉センター清掃業務に係る契約締結について ・社会福祉法人都城市社会福祉協議会公用車リース契約締結について	承認
報告第９号	職員の懲戒処分について	承認
議案第１４号	諸規程の改正について ・社会福祉法人都城市社会福祉協議会職員研修規程の一部を改正する規程の制定について ・社会福祉法人都城市社会福祉協議会資格取得費用助成規程の制定について ・社会福祉法人都城市社会福祉協議会定年再雇用規程の一部を改正する規程の制定について ・社会福祉法人都城市社会福祉協議会給与規程の一部を改正する規程の制定について	可決
議案第１５号	令和５年度社会福祉法人都城市社会福祉協議会社会福祉事業会計収入支出補正予算（第４号）について	可決

議案第１６号	令和６年度社会福祉法人都城市社会福祉協議会事業計画（案）について	可決
議案第１７号	令和６年度社会福祉法人都城市社会福祉協議会社会福祉事業会計収入支出予算（案）について	可決
議案第１８号	評議員選任・解任委員会委員の解任並びに補充選任について	可決
議案第１９号	社会福祉法人都城市社会福祉協議会令和５年度第４回評議員会の開催について	可決

終　了　時　刻　　１４時３５分

議 事 の 経 過

柿木原康雄議長「それでは議事に入らせていただきます。まず、報告第７号職務執行状況報告について、事務局より説明をお願いいたします。」

島津久友会長「報告第７号職務執行状況報告についてでございます。定款第２１条第５項の規定によりまして、定期的に会長の職務執行状況、また常務理事（業務執行理事）の職務執行状況報告を行うものでございます。まず会長の職務執行状況について報告をさせていただきます。報告する期間につきまして、前回の理事会以降、令和５年１２月１５日から令和６年３月５日までが報告期間となっております。」（以下、資料に基づいて説明）

杉元智子常務理事「引き続き、常務理事の業務執行状況について報告を行います。報告の期間については会長と同じでございます。」（以下、資料に基づいて説明）

議長「ただいまの報告につきまして、ご質問等はございませんか。」

議長「それでは質問がないようですので報告第７号については報告のとおりといたします。」

議長「続きまして、報告第８号専決処分した事件の報告について、事務局より説明をお願いいたします。」

事務局櫻田賢治「報告第８号の専決処分した事件の報告について、社会福祉法人都城市社会福祉協議会定款第２８条第１項第１号の規定に基づき、別紙のとおり３件の専決処分をしたところです。この３件につきましては、今まで入札等で対応しておりましたが、入札参加業者の減少や固定化等により随意契約したものになります。まず専決第４号社会福祉法人都城市社会福祉協議会子育ち応援課おおむたこども園園児送迎用車両購入契約について、現在、高崎観光バスとの契約で園児５名の送迎を実施しておりますが、高崎観光バス側より令和６年４月からの運行契約については困難であるとの申し出を受け、子育ち応援課おおむたこども園園児送迎用車両を購入するものであります。」（以下、資料に基づいて説明）「次に専決第５号令和６年度都城市総合社会福祉センター清掃業務に係る契約締結について、現在契約している有限会社都城アート美装と引き続き契約をするものであります。」（以下、資料に基づいて説明）「最後に専決第６号都城市社会福祉協議会公用車（４台）リース契約について、現在、社会福祉協議会では公用車のリースを行っておりますが、年度替わりでのリース満了により、宮崎日産自動車株式会社都城営業所と新たに４台のリース契約を行うものになります。」（以下、資料に基づいて説明）

議長「ただいまの報告につきまして、ご質問等はございませんか。」

議長「質問がないようですので報告第８号については報告のとおりといたします。」

議長「続きまして、報告第９号職員の懲戒処分について、事務局より説明をお願いいたします。」

事務局大田勝信「報告第９号職員の懲戒処分について、社会福祉法人都城市社会福祉協議会就業規則第６３条並びに第６４条、社会福祉法人都城市社会福祉協議会職員の懲戒処分等の基

準に関する規程第１０条第１項の規定により、理事会に報告するものとなります。今回の懲戒処分対象職員となったのが、秋田栄子 生活支援課の常勤嘱託職員となります。非違行為として過失運転致傷、処分内容が戒告となります。理由といたしましては、通勤時、令和５年７月１０日８時３分、普通乗用車を運転中、前方左右を注視せず、ハンドルを的確に操作することなく進路を適正に保持しないまま進行した過失により、道路右側部分に進出し、相手方に頸椎捻挫の傷害を負わせたということです。自動車運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律５条に基づき、都城簡易裁判所から、令和５年１１月１０日に過失運転致傷が言い渡されたところになります。相手方につきましては、６９歳女性の方です。その後、本人からこの処分の報告があり、直ちに職員懲戒委員会の招集及び処分について島津会長から令和６年１月１７日付で諮問があり、同月２３日に職員懲戒委員会を委員５名とオブザーバー１名により開催、委員会で協議した結果について２月１日付で答申を行い、２月７日に本人に懲戒処分の通知が行われたという経緯になります。なお、事故後の適切な対応と、罰金等の納付や初犯であることを参酌すべき理由として、戒告が相当という答申を行っております。併せて付帯事項ということで、今後、業務にて自動車運転を行うにあたり、支障がないかどうかを判断するため診断書の提出を求めたところになります。２月２０日に診断書の提出があり、持病による運転への影響について確認を行ったところ、道路交通法に定められる運転に支障が生じる恐れのある発作が２年間認められないという医師からの診断書を確認して、業務中の自動車運転を認めても構わないということを確認しているところになります。」

議長「ただいまの報告につきまして、ご質問等はございませんか。」

議長「質問がないようですので報告第９号については報告のとおりといたします。」

議長「続きまして、議案第１４号諸規程の改正について、事務局より説明をお願いいたします。」

事務局櫻田賢治「議案第１４号諸規程の改正について、社会福祉法人都城市社会福祉協議会の業務の運営に関する諸規程を改正することについて、定款細則第１５条第１項第１０号の規定に基づき、理事会の議決を求めるものです。今回４本の規程を改正する予定になっています。まず社会福祉法人都城市社会福祉協議会職員研修規程の一部を改正する規程の制定について、社会福祉法人都城市社会福祉協議会資格取得費用助成規程の制定については関連がございますので、一括してご説明申し上げます。（以下、資料に基づいて説明）「続きまして、社会福祉法人都城市社会福祉協議会定年再雇用規程の一部を改正する規程の制定についてご説明申し上げます。」（以下、資料に基づいて説明）「最後に、社会福祉法人都城市社会福祉協議会給与規程の一部を改正する規程の制定についてご説明申し上げます。」（以下、資料に基づいて説明）

議長「ただいまの議案につきまして、ご質問等はございませんか。」

髙野眞理事「現在、社会福祉協議会の職員を採用する場合は有資格者というのが基本的な前提となりますよね。」

事務局櫻田賢治「新卒の職員については設けておりません。ただ、専門職として採用する場合は、有資格者として募集します。」

髙野眞理事「新卒と中途採用によって若干違うということであれば、中途採用で資格のない方たちは、この制度を使って資格を取得するという前提がでてくるわけですね。」

事務局櫻田賢治「現実的に中途採用で資格のない方を採用することはあまりなく、中途採用の場合は有資格者を対象とする、というのが現状です。」

髙野眞理事「保育士についてはだいたい有資格者・新卒、あるいは一旦職場を離れて採用する場合は有資格者となっており、介護福祉士についてはこの表にありませんが、これから介護福祉士の無資格者は介護業務が出来なくなってきている状況もありますので、その辺を考えたときに、採用する採用しないを、きちんとお伝えするということも大切かと思います。」

事務局櫻田賢治「はい、わかりました。」
議長「その他に皆様からご質問はないでしょうか。」
小倉勝彦理事「資格取得についてですが、資格を持って入られて、仕事をしていく中で必要な資格がでてくることもあると思います。その中で、本人が自主的にこんな資格が取りたい、という場合と、社協の事務局からこういう資格があるけどどうですか、という場合と二通りあると思いますが、割合的にはどちらが多いのでしょうか。」
事務局櫻田賢治「希望に対して助成するということはあまりありません。業務上体制的にその資格が必要だという場合に、資格を取ることに対して助成します。」
議長「その他に皆様からご質問はないでしょうか。」
石田操理事「資格取得助成について自己研鑽の助成ですので、職員の資質をあげるためには非常に大切なものだと認識しておりますが､去年１年間で実態としてはどれくらいあったのか、教えてください。」
事務局櫻田賢治「現在大学に通信で通っている職員が２名、資格取得のため専門学校に通信で通っている職員が３名、全部で５名です。」
議長「その他に皆様からご質問はないでしょうか。」
議長「質問がないようですので議案第１４号については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。」
“異議なし”の声あり、
議長「異議なしと認めます。従いまして議案第１４号は原案のとおり可決されました。」
議長「続きまして議案第１５号、社会福祉法人都城市社会福祉協議会社会福祉事業会計収入支出補正予算第４号について、事務局より説明をお願いいたします。」
事務局櫻田賢治「令和５年度社会福祉法人都城市社会福祉協議会社会福祉事業会計収入支出補正予算第４号について、定款細則第１５条第１項第１号の規定に基づき、理事会の議決を求めるものになります。（以下、資料に基づいて説明）
議長「ただいまの議案につきまして、ご質問等はございませんか。」
石田操理事「確認です。４１ページ別紙では、収入予算の総額が１８８，０２３千円、４２ページの上の表では補正後の総計が１，８８８，０２３千円となっております。４１ページ予算総額の８が一つ抜けてませんか。」
事務局櫻田賢治「おっしゃる通りです。修正いたします。」
議長「その他に皆様からご質問はないでしょうか。」
議長「質問がないようですので議案第１５号については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。」
“異議なし”の声あり、
議長「異議なしと認めます。従いまして議案第１５号は原案のとおり可決されました。」
議長「次に議案第１６号令和６年度社会福祉法人都城市社会福祉協議会事業計画（案）について、議案第１７号令和６年度社会福祉法人都城市社会福祉協議会社会福祉事業会計収入支出予算（案）について、両議案は関連がございますので一括して説明をお願いいたします。」
事務局大田勝信「事務局長の大田です。議案第１６号令和６年度社会福祉法人都城市社会福祉協議会事業計画（案）について、並びに議案第１７号令和６年度社会福祉法人都城市社会福祉協議会社会福祉事業会計収入支出予算（案）について、それぞれ定款細則第１５条第１項第１号の規定に基づき、理事会の議決を求めるものです。説明する前に若干前置きをさせていただきます。理事会に課長以上が毎回参加をしておりますが、課長以上で構成する経営会議というものを内部組織として組織しております。経営会議の役割というのは、この協議会の基本構想であったり、基本計画及び実施計画、その他予算を伴う事業の計画に関する事項を審議する機関ということで、設けております。ところがこれまでの経営会議というのは、行事等の事務連絡会議に終始しており、社協の経営を議論する場となっていなかったところです。それで、

今年度第１回の経営会議を昨年４月に行ったのですが、あえて議題なしで、事務局長メッセージというものを毎月私がＡ４版１枚で発しているのですが、その中で経営会議の在り方について、皆さんに投げかけを行いました。それに基づいて第２回目の経営会議から、昨年度から取り組んでいる人事考課の振り返りを行いました。事業計画を細分化したものが職員の事務分掌となって、昨年度の取り組みがどうだったのかということをまず振り返り、人事考課の目標設定や今年度の事業の到達先をどこに設定するかということをみんなで話し合い、そして社協の使命、経営理念・経営方針というものの根幹になる部分を協議し、令和６年度の事業計画をつくり上げるというプロセスを経てきたところになります。そもそもの議論は、我々は何者なのか、社協の役割とは一体何か、都城市社協の特徴はどういったところにあるか、というような根源的なところを経営会議メンバーで話し合い、出来上がったのが令和６年度事業計画書となります。従いまして、事業計画書記載内容の変更点ということで、冊子とは別にＡ４版１枚の横書きで提示の通り、令和５年度までの計画書の構成が６年度からは１番基本方針、２番重点事業、３番実施事業という構成に変わりましたので、それを前提に説明をさせていただきます。
（以下、資料に基づき説明）

議長「ただいま議案第１６号、議案第１７号について一括して説明がありましたが、何か皆様からご質問はありませんでしょうか。」

髙野眞理事「非常に詳しく聞かせていただき、いい事業計画書だと思って見ているところですが、特に重点事項である重層的支援体制整備事業の推進と同時にブランディングを確立していくということで、そのためには各職員がそれぞれの知見を持って各事業を安定的に実施していくことが必要となってきます。それがもとになり、相談者をきちんと受け止めて、それぞれの部署でニーズキャッチが徹底されないといけないということです。そのために、アウトリーチという原則はとても大事だと思います。その辺が相まって初めて都城市社協のブランディングの確立、まさに重層的多機関型の共同作業・共同事業が達成されます。ですので、まず内部的にその辺をきちんとしたうえで、解決不可能な事例等あれば、当然他機関にそれぞれの役割をお願いしながら協働していくということが基本だと思います。そのような視点でこの計画書が作られているんだろうと思いますし、重層的支援体制整備事業というのは、各課、総務課・地域福祉課・生活支援課・在宅福祉課・子育ち応援課、それぞれが横の連携をきちんと行わなければ成り立たないんじゃないかと思っております。そのような視点をしっかりと持っていただきたいですし、そういう意味でこの２本の重点事業はとても大事なことだと思っております。あと一点ブランディングに関して、６ページにブランディング・広報・ＰＲ事業の充実ということで３つ新しい取り組みとして書かれており、４番目にはホームページの充実、ＳＮＳの有効かつ積極的な活用とありますが、私もよくホームページを拝見しており社協のＬＩＮＥについても友達追加等の働きかけを行っておりますが、現在の登録者数や年齢層について、分かれば教えてください。」

事務局栗山将平「お友達登録としては８００人程度いらっしゃいます。ただ、送る頻度が多くなると通知を拒否される方もいらっしゃるので、その辺りを見ながらＬＩＮＥの通知を送っているところです。年齢層については、６０代以上の方が多いという特徴が出ています。これは民生委員等が情報を仕入れるために登録してくださっているいるのではないかと思います。逆に若い世代に対してどのようにアプローチしていくのか、ＬＩＮＥやインスタグラム等どのようなツールを使うのがよいか、検討しながら今後の発信を考えていきたいと思います。」

議長「その他に皆様からご質問はないでしょうか。」

林典生理事「５ページの重点事業、重層的支援体制整備事業について、この支援体制をもっとしっかりしていくということで地区担当制の機能強化を挙げておりますが、これは具体的にどのような体制になるのか教えてください。」

事務局大田勝信「これまで地区担当制というのは、１地区社協に１人専任の担当職員をつけ、正職員数名がサブ担当として必ずどこかの地区に所属しておりました。さらに正職員以外の常

勤嘱託職員は地域サポーターとして、例えば姫城地区に住んでいる常勤嘱託職員は姫城地区に加盟しましょうということで、３層構造で一つの地区チームが編成されています。そしてチーム会議を行ったり、先日姫城では「夢のランチ会」という学習支援に参加する子どもたちが、自分が将来なりたい職業に就いている人に来てもらい、例えば獣医師が獣医師になるための話をされる等、チームとして機能するような働きはしておりますけれども、究極的には困窮世帯等の個別をチームがきちんと対応できるようなことをやっていきたいのですが、そこまではまだ全然至りませんし地区ごとに取り組みの濃淡があります。そこで、６年度から考えているのが、地区担当はこれまでどおりつけますが、管理職を決裁権限をもつ責任者という形で配置し地区に権利を持たせて進めていくことを検討しております。そのような形で内部体制を強化することと併せて、令和版の地区社協と書いておりますが、今の地区社協があるのは、平成１０年に地区社協構想というものをつくり今の形が出来上がっているのですが、さらに地区社協を強化していくための令和版地区社協構想を作ったらどうかという話をしております。そのようなことを通して、地区社協との機能強化ということで、当然行政ともいろんな話をし、行政は先日の地域福祉推進大会で、福祉課としてもきちんと地区社協に出ていきます、という決意表明をされましたので、そのような形で進めていきたいと考えております。」

林典生理事「この重点事項２つは車の両輪だと思いますので、連携しながら進めていただければと思います。」

議長「その他に皆様からご質問はないでしょうか。」

議長「質問がないようですので、採決を行います。議案第１６号並びに議案第１７号は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。」

“異議なし”の声あり、

議長「異議なしと認めます。したがいまして議案第１６号、１７号は原案のとおり可決されました。」

議長「続きまして、議案第１８号評議員選任・解任委員会委員の解任並びに補充選任について、事務局より説明をお願いいたします。」

事務局櫻田賢治「議案第１８号評議員選任・解任委員会委員の解任並びに補充選任について、

社会福祉法人都城市社会福祉協議会評議員選任・解任委員会運営細則第４条の規定に基づき、評議員選任・解任委員会の委員の解任並びに補充選任をしたいので、理事会の選任を求めるものです。」（以下、資料に基づき説明）

議長「ただいまの議案につきまして、ご質問等はございませんか。」

議長「質問がないようですので、採決を行います。議案第１８号は原案のとおり選任することにご異議ございませんか。」

“異議なし”の声あり、

議長「異議なしと認めます。したがいまして議案第１８号は原案のとおり可決されました。」

議長「続きまして、議案第１９号社会福祉法人都城市社会福祉協議会令和５年度第４回評議員会の開催について、事務局より説明をお願いいたします。」

事務局櫻田賢治「議案第１９号社会福祉法人都城市社会福祉協議会令和５年度第４回評議員会の開催について、定款第１４条第１項及び定款細則第５条第１項の規定に基づき、理事会の議決を求めるものです。」（以下、資料に基づいて説明）

議長「ただいま議案第１９号について説明がありましたが、ご質問等はございませんか。」

議長「質問がないようですので、採決を行います。議案第１９号は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。」

“異議なし”の声あり、

議長「異議なしと認めます。したがいまして議案第１９号は原案のとおり可決されました。」

議長「以上をもって議案の方はすべて終了しましたが、ご出席の皆様から何かありませんでしょうか。」

議長「それでは、これで議事については終了とし、私議長の役目は退任させていただきます。ご協力ありがとうございました。」

事務局井上優子「以上をもちまして令和５年度第５回理事会を閉会いたします。皆様ご協力ありがとうございました。」

以上の議決を明確にするため、この議事録を作成し、会長及び監事は議事録に記名押印する。

令和６年　３月　　日

会長 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

監事 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

監事 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印